

中小企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)の 申請事業者を募集します

①中小企業新技術・新製品開発促進助成金、②販路開拓支援事業

横浜市では、中小企業の競争力強化に向けた成長を後押しするため、**2つの支援制度の申請事業者を募集します。**

対象となる事業や助成対象経費の内容、事前相談や申請方法などをご案内する説明会を開催いたしますので、新技術・新製品の研究開発、あるいは商品・技術の販促活動を検討されている横浜市内の中小企業の方は、是非ご参加ください。



1 中小企業新技術・新製品開発促進助成金


中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、分野を問わず研究や開発に取り組むための経費への助成を行います。

助成対象事業内容	助成限度額(助成率)	助成対象期間
新技術・新製品の開発のために行う事業 ・新技術・新製品の研究、開発 ・新技術・新製品の研究開発のための開発可能性調査	3,000万円 <small>※2か年計画の場合は2か年の合計額</small> (対象経費の2/3以内)	平成28年4月1日 ～29年1月31日

2 販路開拓支援事業

行政現場での活用や社会全般の課題解決に資する優れた商品・技術を横浜市が認定し、展示会出展等にかかる経費を助成するなど販路開拓支援メニューを提供することで、新たな事業分野への進出を支援します。

* 下記の二つのタイプどちらかで申請

① 《行政課題解決型》 市政での活用が見込まれる 販売開始から5年以内の新商品	② 《社会課題解決型》 社会課題解決に資する商品又は技術
 <p>座席予約システム</p> <p>＜昨年度認定例＞</p>  <p>鉄棒(折りたたみ式)</p>	<p>＜昨年度認定例＞</p>  <p>超小型フルハイビジョンカメラ KTUSCM002</p>  <p>新感覚ばねブロック SpLink</p>
公共図書館向けセルフ 座席予約システム	新感覚ばねブロック SpLink

裏面あり

認定後の販路開拓支援メニュー	内容	支援期間
展示会出展等助成 ・展示会、見本市、商談会等への出展 ・認定商品に関するチラシ等広報印刷物作成など	助成限度額 100万円 (助成率 2/3 以内)	認定の日から 1年
・県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ 2017」への無料出展	平成 29 年 2 月 1 日(水)～3 日(金) 開催の左記見本市の「横浜ものづくりゾーン」に無料出展いただけます。	
・販路開拓やPRのコンサルタントを無料派遣	12回まで利用可能	
・商品等に係る資金調達支援	横浜市中小企業融資制度「よこはまプラス資金(公的事業タイアップ)」 <small>* 融資の実行をお約束するものではありません。</small>	
《行政課題解決型のみ》 ・横浜市の行政現場での購入・試用	市の行政現場から試用の希望があり、価格などの条件が一致した場合、市で購入・試用します。	

* その他、認定企業・商品等について中小企業向け広報媒体を活用した広報を行います。

3 事業説明会の開催

2つの制度の内容、申請手続き等について、御案内する説明会を次のとおり開催します。

* 説明会への参加は必須ではありませんが、制度内容を十分ご理解いただくため、是非ご参加ください。

- (1)日時: ・平成 28 年 5 月 17 日(火) 15:00～16:00[受付 14:30～]
 ・平成 28 年 5 月 17 日(火) 18:00～19:00[受付 17:30～]
 ・平成 28 年 5 月 18 日(水) 10:00～11:00[受付 9:30～]
 ※各回同一内容です。

- (2)会場: **横浜情報文化センター 7階大会議室** (横浜市中区日本大通 11)
 ※アクセス みなとみらい線「日本大通り」3番出口 徒歩0分
 JR/横浜市営地下鉄「関内駅」徒歩 10 分

(3)説明会の申込方法

①電子申請サービスでの申込み

4月19日(火)以降、下記のホームページより電子申請サービスのホームページにアクセスし、申込みを行ってください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/sbir/>

②FAXでの申込み

件名を「SBIR 事業説明会申込」とし、企業名・出席者氏名(1社2名まで)・所属・連絡先(所在地・電話番号・FAX番号・eメールアドレス)・参加希望日を記載のうえ、横浜市経済局ものづくり支援課あて(FAX番号:045-664-4867)に送信してください。

次ページあり

4 事前相談の受付

申請手続きを円滑に実施するため、申請する企業の方は必ず事前相談を受けてください。

*事前相談は事前予約制です。下記担当部署まで お電話にて お申し込みください。

申込み受付期間：平成28年4月25日(月)から平成28年6月2日(木)17時まで

事前相談実施期間：平成28年5月9日(月)から平成28年6月3日(金)17時まで

[担当部署：横浜市経済局ものづくり支援課 SBIR担当 Tel.045-671-2567]

9時00分～17時00分(ただし土・日・祝日を除く)

5 申請方法

事前相談実施後、所定の申請書に必要書類を添えて、経済局ものづくり支援課まで持参してください。
(※ご持参の際も予約をお願いします)

申請書提出期限：6月10日(金)17時

募集案内・申請書の入手方法：次のURLからダウンロードできます。

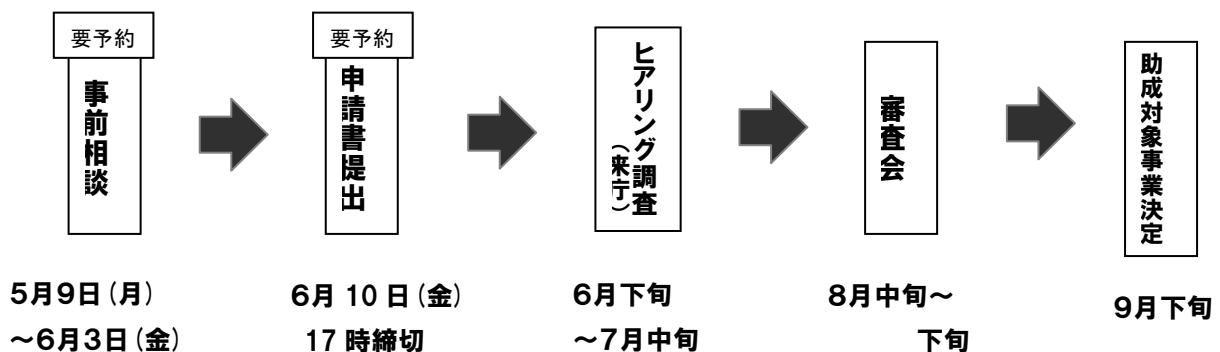
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/sbir/>

横浜市 SBIR

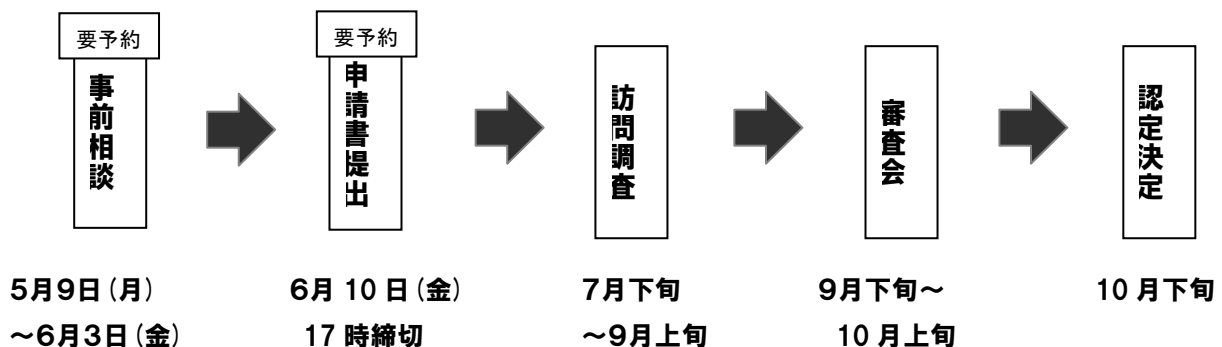
検索

6 手続の流れ(予定)

① 中小企業新技術・新製品開発促進助成金



② 販路開拓支援事業



お問合せ先

経済局ものづくり支援課長

近藤 健彦

Tel: 045-671-3839